

東京都環境局から「東京都適合車ステッカー」のお知らせ

「このステッカーが貼ってある車は、大気環境への影響が少ない車」

皆様は「東京都適合車標章（通称：東京都適合車ステッカー）」をご存じですか？
東京の大気環境を改善し都民の健康を守るために始めた「ディーゼル車NO作戦」から10年。

多くの事業者様に、低公害車への買替えやPM減少装置の装着などのご協力をいただき、ディーゼル車から出るすす（PM・粒子状物質）の量は格段に減り、東京の空はとてもきれいになりました。

しかし、PMと同様に健康への影響が指摘されている窒素酸化物（NOx）の排出状況が、いまだ改善の途上にあります。

そこで都は、環境確保条例（※1）を一部改正し、都民や都内の事業者様に対して、NOxの排出量の多い環境負荷が大きな車を使用しないように努める義務を、新たに追加いたしました。

そして、利用を進めていただく車である“環境負荷の小さな車”には「東京都適合車ステッカー」を貼っていただくことを進めています。

「東京都適合車ステッカーのある車」＝「環境負荷が小さく大気環境への影響が少ない車」となり、皆様のお取引のある各企業様にも一目で確認できるものとなっています。

ぜひ、貴社の“環境意識が高い”ことをお客さまに示すツールとして、この新しいステッカーの活用をお願いいたします。

※1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年 東京都条例第215号）

ステッカーについて

ステッカーを貼って頂くのは次の自動車です。

- ▶環境確保条例のディーゼル車規制に適合し、自動車NOx・PM法（※2）の対策地域内に登録が可能な環境負荷の小さなトラック・バス・特種自動車です（ただし、猶予期間中のものは、適合車扱いとします。）。
- ▶ステッカーの大きさは、15cm × 9cmです。
- ▶ステッカーは、原則として、車両前面に貼ってください。



新長期規制車以上の
自動車用
(より性能の良い車)







都条例やNOx・PM法で
猶予期間にある自動車用
(期限付き)

※2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年 法律第70号）

行政だより

ステッカーを貼って頂く自動車

<p>1 ナンバー 普通貨物自動車</p> 	<p>4 ナンバー 小型貨物自動車</p> 
<p>2 ナンバー 大型バス・マイクロバス</p> 	<p>8 ナンバー 特種自動車</p> 

○燃料の種類は問いません。

○乗用車、軽自動車、二輪車、建設作業機械はステッカーの交付対象外です。

ステッカーの入手方法について

ステッカーの入手には、次の2通りの方法があります。

ステッカーの申請にあたり、ステッカー代や交付手数料などの費用はかかりません。

なお、交付申請の受付期間は、平成22年3月末日までです。

※ 郵送申請の場合、申請書の送付やステッカーの返信に必要な費用のみ、ご負担願います。

① 都内の自動車整備工場での入手

- ・平成21年度中に、都内の自動車整備工場で修理・車検更新等を行う場合には、その整備工場で「東京都適合車ステッカー」の交付を受けることができます（都内車籍のみ）。
- ・自動車の持込時に、他に保有している自動車の分も、交付を受けられます。
- ・あらかじめ申請書を作成しておくこと、スムーズな交付が受けられます。

② 郵送申請による入手

- ・(社)東京都自動車整備振興会宛に、申請書及び添付書類などをお送りください。
申請書送り先 〒151-0071 東京都渋谷区本町四丁目16番4号
(社)東京都自動車整備振興会
「東京都適合車ステッカー受付窓口」まで

申請書の入手、またはステッカー制度を詳しく知りたいとき

詳細及び申請書の入手は、(社)東京都自動車整備振興会のホームページ又は東京都環境局ホームページをご覧ください。

※(社)東京都自動車整備振興会HPはこちら→<http://www.tossnet.or.jp/>

【お問い合わせ先】

(社)東京都自動車整備振興会 電話050 (3532) 2621 (専用ダイヤル)

東京都環境局自動車公害対策部 電話 03 (5388) 3531